

合同会社ゆとり身体拘束適正化委員会設置要領

第1条 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

(委員会委員の選出)

第2条 委員は以下のとおりとする。

- 1) 委員長は、管理者。
- 2) 委員には、児童指導員。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1) 委員会は、年最低1回以上開催する。
- 2) 会の開催の必要があるときは、管理者が招集し開催する。
- 3) 身体拘束適正化に係る研修を年1回以上行うこととする。
- 3) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

- 4) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

以上